

「通知預金規定」新旧対照表

改定前	改定後
5. (利息) (1) ~ (3) 略 <u>(新設)</u> 8. (解約等) (1) ~ (4) 略 <u>(新設)</u> <u>(5)</u> 第2項、第3項および前項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 <u>(6)</u> 略 <u>(新設)</u>	5. (利息) (1) ~ (3) 略 <u>(4) 第8条第5項の規定の適用によりこの預金口座が解約され残高がある場合には、当該残高1,000円以上について付利単位を100円として、解約日から払戻日の前日までの日数について普通預金の利率によって計算した利息を解約金とともに支払います。</u> 8. (解約等) (1) ~ (4) 略 <u>(5) 第16条の規定の適用により当行がこの預金の取扱いを廃止したときは、当行は取扱廃止日にこの預金口座を解約できるものとします。なお、本項の規定によりこの預金口座が解約される場合は、当行はあらかじめ届出の氏名、住所宛に通知します。</u> <u>(6) 第2項、第3項および前項の規定により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章ならびに当行が相与と認める本人確認資料を持参のうえ、当店に申出てください。この場合当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u> <u>(7) 略</u> <u>16. (商品の廃止)</u> <u>当行は、店頭への表示その他相当の方法で公表することにより、公表の際に定めた相当の期間の経過後にこの預金の取扱いを廃止できるものとします。</u>